# 別記第10号様式（その１）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日執行

湯前町　　　　　　　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  (該当する方の番号に  ○をしてください。) | １ | | 一般乗用旅客自動車運送  事業者との運送契約による場合 | | | ２ | 左に掲げる場合  以外の場合 |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | | | |  | | | |
| 車種及び自動車登録番  号又は車両番号 | | 運送等年月日 | | | 運送等金額 | | 備 考 |
|  | | 年　月　日 | | | 円 | |  |
|  | |  | | |  | |  |
|  | |  | | |  | |  |
|  | |  | | |  | |  |
|  | |  | | |  | |  |
|  | |  | | |  | |  |
|  | |  | | |  | |  |

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者か

ら運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が湯前町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してく

ださい。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、湯前町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(１)一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円

(２)(１)以外の場合 16,100円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」

欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２） とのいずれもが締結された

場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約に

より２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは　　　候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載　　　してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選

挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、湯前町に支払を請求すること

はできません。

別記第10号様式（その２）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日執行

湯前町　　　　　　　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の住所又は名称  及び住所並びに法人にあって  はその代表者の氏名 | |  | | | |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備　考 |
| 年　月　日 |  | | ℓ | 円 |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者か

ら給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動　　　　　車登録番号のうち自動車登録規則第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契

約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してく

ださい。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料

供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

４　燃料供給業者が湯前町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを

請求書に添付してください。

５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、湯前町に支払を請求することはできません。

６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額

までです。

別記第10号様式（その３）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日執行

湯前町　　　　　　　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手の氏名及び住所 | 住所 | |
| 氏名 | |
| 雇　用　年　月　日 | 報 酬 の 額 | 備 考 |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から

運転手に提出してください。

２　運転手が湯前町に支払を請求するときは、 この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、

湯前町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。

５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合に

は、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その

指定をした１人のみについて記載してください。

６　候補者の指定した運転手以外の運転手は、湯前町に支払を請求することはできません。